

◎日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定

(略称) 中華人民共和国との貿易に関する協定

昭和四十九年 一月 五日 北京で署名  
昭和四十九年 六月 二十二日 効力発生  
昭和四十九年 六月 十五日 公布及び告示

(条約第四号及び外  
務省告示第一〇九号、  
第一一〇号)

ページ

前文	.....	一〇三
第一条 関税、内国税等に関する最恵国待遇の供与、供与の要件、及び最恵国待遇の適用除外	.....	一〇三
第二条 一時的輸入品に対する関税、内国税等の免除に関する最恵国待遇の供与	.....	一〇四
第三条 通過運送に関する最恵国待遇の供与	.....	一〇五

中華人民共和国との貿易に関する協定

中華人民共和国との貿易に関する協定

第四条	両国間の支払通貨、銀行間決済業務取極の効果的運用及び送金、証券移転等に関する最恵国待遇の供与	一〇六
第五条	契約の締結	一〇七
第六条	産業に関する技術交流の促進	一〇八
第七条	貿易展覧会の開催奨励及び支持	一〇八
第八条	協議による紛争解決、紛争の仲裁付託、仲裁機関の利用及び仲裁判断執行の義務	一〇八
第九条	混合委員会の設置	一一〇
第十条	発効、有効期間及び終了	一一〇
末文		一一一
○協定の暫定実施に関する交換公文		一一二
日本側書簡		一一二
協定の千九百七十四年一月十日以降の暫定的実施		一一二
中国側書簡		一一三

日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定

日本国政府及び中華人民共和国政府は、  
 千九百七十二年九月二十九日に北京で発出された西国政府の  
 共同声明に基づいて、  
 従来の民間の貿易関係によつて積み上げられてきた成果を尊  
 重し、  
 両国間の貿易を平等互恵の原則の基礎の上に一層發展させ、  
 両国間の經濟關係を強化することを希望し、  
 友好的な協議を経て、  
 次のとおり協定した。

第一条

1 西締約国は、輸出入物品に関するすべての種類の関税、内  
 国税その他の課徴金及びこれらの税その他の課徴金の徴収の  
 方法並びに通関に關連する規則及び手續について、相互に最  
 恵国待遇を与える。

中華人民共和国との貿易に関する協定

中華人民共和国和日本国貿易協定  
 中華人民共和国政府和日本国政府根据一  
 九七二年九月二十九日在北京发表的两国政府  
 联合声明，尊重已有民间贸易关系所积累的发展  
 成果，本着在平等互利的原则基础上进一步的发展  
 两国间的贸易和加强两国间的经济关系的愿望，  
 经过友好协商，达成协议如下：

第 一 条  
 一、缔约双方在有关进出口物品的一切关  
 税、国内捐税和其他税费，以及上述各种税费

中華人民共和国との貿易に関する協定

件、及  
最恵国  
待遇の  
適用除  
外

輸對  
時的  
輸入品  
に對し  
、内國  
稅除、  
等國稅  
に關し  
、最恵  
國稅與  
供與

2 1の規定を適用する場合の物品に関する要件は、各締約國が第三國に最恵國待遇を与える場合の要件と同一のものである。

3 1の規定は、いずれか一方の締約國が國境貿易を容易にするため隣接國に与える特別の利益には適用しない。

第二条

各締約國は、一時的にその領域に持ち込まれ、かつ、その領域から持ち出される他方の締約國の次の物品に對し、關係国内法令に從い、關稅、内國稅その他の課徴金の免除に關して最恵國待遇を与える。

的征收方法、海關規程、手續方面、相互給予最恵國待遇。

二、第一款規定所适用的物品的条件、应与締約各方向第三國提供最恵國待遇的条件相同。

三、第一款規定不適用於締約一方之方便邊境貿易給予毗鄰國家的优惠。

第 二 条

締約一方依照国内有关法令，对下列临时输入和运出其领土的缔约另一方物品，在免徵關稅、国内捐稅和其他稅費方面，給予最恵國待遇。

(1) 商品見本（ただし、貿易慣例上一般に商品見本として通用する数量に限る。）

(2) 試験用及び実験用の物品

(3) 展覧会、見本市及び共進会に出品される物品

(4) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具

(5) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料

(6) 輸出され又は輸入される貨物の容器

### 第三条

通過運送

いずれの一方の締約国も、他方の締約国の物品が当該一方の

中華人民共和国との貿易に関する協定

(一) 貨祥（但限于在貿易習慣上作為一般貨祥的通用數量）；

(二) 用于試驗和實驗的物品；

(三) 用于展覽會、商品展覽會及比賽展出的物品；

(四) 安裝工人用于設備的安裝及裝配的工具及工具；

(五) 用于加工或修理的物品以及加工或修理用的材料；

(六) 為輸出或輸入貨物用的包皮。

### 第三條

締約任何一方，在締約另一方的物品經過

一〇五

に開する  
最惠国待  
遇の供与

締約国の領域を通過して第三国の領域に運送される際、通過に  
関連するすべての種類の関税、内国税その他の課徴金並びに規  
則及び手続に関し、当該運送中の物品に対し、最惠国待遇を与  
える。

第四条

1 両締約国間のすべての支払は、それぞれの締約国の外国為  
替管理に関する法律、規則及び命令に従い、日本円、人民幣  
又は両国において認められている交換可能な通貨で行うもの  
とする。

2 両締約国は、1に規定する日本円又は人民幣による支払が、  
行われる際、両国の関係銀行間の決済業務に関する取極が、  
それぞれの締約国の関係法令に従つて、有効に運用されるこ  
とを歓迎する。

3 いずれの一方の締約国の法人（外国貿易機構を含む。）及び

該締約一方の領土往返第三国領土時、在有关  
该境的一切关税、国内捐税和其他税费以及规  
则、手續方面、对该运输途中的物品、给予最  
惠国待遇。

第四条

一、締約双方之間の一切支付、应按照締  
約國各自有有关外匯管理法令、規章、以人民  
幣、日元或兩國承認的可兌換貨幣辦理。

二、按第一款規定以人民幣或日元進行支  
付時、締約双方歡迎兩國有有关銀行の結算業  
務依照締約國各自有有关法令進行有效的運  
用。

三、締約任何一方の法人（包括對外貿易

両国間の  
支払行通  
支銀業務  
決済の効  
取極運用  
及証券送  
転に關し  
国等最惠  
供与の惠

自然人も、両締約国の領域の間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、並びに他方の締約国の領域と第三国の領域との間における支払、送金及び資金又は金銭証券の移転に関して、いかなる第三国の法人（外国貿易機構を含む。）及び自然人に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

## 第五条

両締約国間の貿易は、日本国の法令に基づき外国貿易を行うことができる法人又は自然人と中華人民共和国の法令に基づき外国貿易を行うことができる外国貿易機構との間で平等互恵の原則に従い、かつ、適正な国際市場価格を基礎として締結される契約に基づいて行われるものとする。

契約の締結

中華人民共和国との貿易に関する協定

机构）和自然人，在缔约双方领土间的支付、汇款和资金或有价证券的转让方面，以及在缔约另一方的领土同第三国领土之间的支付、汇款和资金或有价证券的转让方面，应享有不低于任何第三国法人（包括对外贸易机构）和自然人所享有的待遇。

## 第五条

締約双方之间的贸易，由根据中华人民共和国的法令得以进行对外贸易的机构和根据日本国法令得以进行对外贸易的法人或自然人，根据平等互利的原则，并在合理的国际市场价格的基础上签订合同进行。

一〇七

中華人民共和国との貿易に関する協定

第六条

両締約国は、両国間の経済貿易関係を一層発展させるため、平等互恵の原則に従い、産業に関する技術交流を積極的に促進する。

第七条

両締約国は、両国の間で相互に貿易に関連する展覧会が開催されることを奨励する。各締約国は、自国におけるそれらの展覧会の開催につき、関係国内法令に従い、できる限りの支持を与える。

第八条

第六 条

締約双方为了进一步发展两国间的经济关系，根据平等互利的原则，积极促进有关产业的技术交流。

第七 条

締約双方鼓励在两国间互办有关贸易的展览会。締約各方对本国举办的上述展览会，按照国内有关法令尽量予以支持。

第八 条

産業に  
関する  
技術  
交流の  
促進

貿易の  
発展  
を  
奨励  
及び  
支援



1 両締約国は、日本国の法人又は自然人と中華人民共和国の外国貿易機構との間に締結された商事契約から又はこれに連して生ずる紛争については、まず当事者間で友好的な協議によつて解決するよう奨励するものとする。

2 紛争を協議によつて解決することができなから場合には、当事者は、仲裁条項に基づき、仲裁に付することができる。仲裁条項は、契約の双方の当事者により、契約自体に又は契約に関連する別個の約定に規定される。

3 両締約国は、当事者による両国の仲裁機関の利用をあらゆる可能な方法によつて奨励するものとする。

4 両締約国は、仲裁判断について、その執行が求められる国の法律が定める条件に従い、関係機関によつて、これを執行する義務を負う。

中華人民共和国との貿易に関する協定

一、中華人民共和国対外貿易机构和日本国法人或自然人之同签订的贸易合同所引起的或与其有关的争议，缔约双方应鼓励当事人首先通过友好协商解决。

二、如争议经过协商不能解决时，当事人可根据仲裁条款提交仲裁。仲裁条款由合同双方当事人或在合同或与合同有关的其他协议中加以规定。

三、缔约双方应采取一切可能的方法鼓励当事人利用两国的仲裁机构。

四、缔约双方有义务由有关机构按照被申请执行仲裁裁决国家法律的规定，执行仲裁裁决。

中華人民共和国との貿易に関する協定

第九条

混合委員会の設置  
混合委員会は、この協定の実施状況及び両国間の貿易に関連する問題の検討（両国間の貿易関係の見通しについての意見交換を含む）を行うこと及び、必要な場合には、両締約国の政府に対し適当な勧告を行うことを目的として、両締約国の政府の代表から成る混合委員会を設置する。混合委員会は、少なくとも毎年一回、東京又は北京で交互に会合する。

第十条

発効、終了間及び有  
1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了したことを確認する旨の通告が交換された日から三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、三年間効力を有するものとし、その後は、2の規定に定めるところによつて終了するまで効力を存続する。

第九条

締約双方は、設立由締約双方政府代表組成的混合委員会、其任務是研究本協定の執行情况和有关两国间的贸易问题（包括就两国间贸易关系的前景交换意见），并在必要时向缔约双方政府提出适当的建议。混合委员会每年至少开会一次，在北京和东京轮流举行。

第十条

1、本协定在各自由国家履行为生效所必要的手续并交换确认通知之日起的第三十天开始生效。本协定有效期为三年，三年之

2 いずれの一方の締約国も、三箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の三年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

千九百七十四年一月五日に北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

大平正芳

中華人民共和国政府のために

姬鵬飛

中華人民共和国との貿易に関する協定

后，在根据第二款的规定宣布终止之前，继续有效。

二、締約任何一方在最初三年期滿时或在其后，可以在二个月以前，以书面预先通知締約另一方，隨時終止本協定。

本協定于一九七四年一月五日在北京簽訂，共两份，每份都用中文和日文写成，两种文本具有同等效力。

中華人民共和国政府代表

姬鵬飛

日本国政府代表

大平正芳

中華人民共和国との貿易に関する協定

(協定の暫定実施に関する交換公文)

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定に関し、日本政府に代わつて、両政府間で到達した次の了解を確認する光榮を有します。

同協定が発効するまでの間、両政府は、千九百七十四年一月十日以降それぞれの国内法上の権限の範囲内で、同協定の規定を暫定的に実施するものとする。

本大臣は、閣下が前記の了解を貴国政府に代わつて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十四年一月五日

日本国外務大臣 大平正芳

中華人民共和国国外交部長 姬鵬飛閣下

日本側書簡

協定の千九百七十四年一月十日以降暫定的実施

日本国外務大臣  
大平正武 殿下：

我荣幸地收到了阁下今天的来信，内开：

“我荣幸地代表日本国政府，就今天签订的日本国和中华人民共和国贸易协定，确认两国政府之间达成的谅解如下：

在本协定生效以前，两国政府自一九七四年一月十日起，在各自国内法所赋予的权限范围内，临时执行本协议的规定。

我荣幸地请阁下代表贵国政府确认上述谅解。”

我谨代表中华人民共和国政府确认阁下来

( 中国侧书简 )

( 訳文 )

書簡をもつて啓上いたします。本部長は、本日付けの閣下  
次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

( 日本側書簡 )

本部長は、閣下の書簡に述べられた了解を中華人民共和国政  
府に代わつて確認する光栄を有します。

中華人民共和国との貿易に関する協定

中華人民共和国との貿易に関する協定

本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十四年一月五日

中華人民共和国外交部長 姬 鵬 飛

日本国外務大臣

大平 正 芳 閣 下

閣下を敬慕。

謹比奉告，并向閣下表示敬意。

中華人民共和国外交部長 姬 鵬 飛

一九七四年一月五日

(参 考)

この協定は、我が国と中国との間で関税、支払通貨、貿易活動等に関する待遇について定めたものである。